

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案

現行制度を巡る課題

高速自動車国道の整備過程の透明性

高速自動車国道の整備過程の透明性について、国幹会議における審議が形式的・不十分であり、国会等で厳正にチェックすることとすべきとの指摘がある

高速道路の利便増進へのニーズ

高速道路における交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るための車線の増設、ミッシングリンクの解消など、高速道路の利便増進に対するニーズがある

法改正等の概要

高速自動車国道の整備過程の透明性の向上

国幹会議は廃止し、国会、第三者機関で十分にご審議いただくことにより、関係都道府県等からの意見聴取と併せて、高速自動車国道の整備の内容を厳正にチェック

国会等によるチェック

高速自動車国道の整備効果を広く国民に明らかにするため、国に対し、事業評価の結果等の公表を義務付け【法律】

※国会による厳格なチェックを可能とするため、予算審議に向けて事業評価の結果を公表【予算】

第三者機関によるチェック

整備の各段階ごとに、社会資本整備審議会で審議し、学識経験者が計画の妥当性等を専門的な視点からチェック【法律】

地方公共団体によるチェック

整備計画の作成等の前に、関係都道府県等の意見を聴取【現行法】

高速道路利便増進事業の拡充等

高速道路ストックを有効活用し、通行者等の利便の増進を図るため、高速道路利便増進事業のメニューを追加【法律】

事業メニュー

- ・料金の引下げ
- ・スマートICの整備
- ・IC（スマートIC以外）、JCTの整備
- ・車線の増設
- ・既存の高速道路間を連絡する高速道路の新設・改築
- ・SA・PA（自動車駐車場）の整備

※下線部は今回追加するもの

高速道路利便増進事業についても、計画作成等の前に、事業評価結果等の概要を公表【法律】

※上記措置に伴い、国幹会議の設置根拠である国幹道法は廃止【法律】

高速道路ストックを有効に活用するとともに、整備過程の透明性を十分に確保した、利便性の高い高速道路の整備を推進

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の
法律案要綱

第一 高速自動車国道法の一部改正

一 予定路線の決定、路線の指定及び整備計画の決定に係る社会資本整備審議会の審議

国土交通大臣は、予定路線を定める政令及び路線を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき並びに整備計画を定め又は変更しようとするときは、社会資本整備審議会の議を経なければならないものとする。

(第三条、第四条、第五条関係)

二 整備計画の公表

国土交通大臣は、整備計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

(第五条関係)

三 高速自動車国道の整備過程の透明性の確保

国は、整備計画を定めようとする場合において、当該整備計画に係る高速自動車国道の整備に関する事業の実施が国民生活及び社会経済に及ぼすことが見込まれる影響の把握及びこれを基礎とする評価を行い、その結果を公表するほか、高速自動車国道の整備過程の透明性を確保するため、必要な措置を講

ずるものとする。

(第五条の二関係)

四 社会資本整備審議会による資料提出の要求等

社会資本整備審議会は、高速自動車国道法の規定による審議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料の提出を求めると等ができるものとする。 (第五条の三関係)

第二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

一 高速道路利便増進事業に関する計画の概要等の公表

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路株式会社は、高速道路利便増進事業に関する計画を定めようとするときは、当該高速道路利便増進事業の概要等を公表するものとする。

二 高速道路利便増進事業に関する計画の整備計画への適合

国土交通大臣は、高速道路利便増進事業に関する計画に一定の事業に関する事項が定められている場合にあつては、当該事業の内容が整備計画に適合している場合に限り、当該計画に同意することができるものとする。

三 高速道路利便増進事業の範囲の拡大

高速道路利便増進事業に該当する事業として、高速道路の車線の増設に関する事業であつて、当該高

速道路の自動車交通の安全性の向上又は渋滞の解消のため必要と認められるもの等を追加するものとする。
（第四条関係）

第三 国土開発幹線自動車道建設法の廃止

国土開発幹線自動車道建設法を廃止するものとする。

第四 附則

- 一 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 二 所要の経過措置を定めるものとする。
- 三 政府は、高速道路利便増進事業の推進のため、必要な措置を講ずるものとする。
（附則関係）
- 第五 その他所要の改正を行うものとする。

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律

(高速自動車国道法の一部改正)

第一条 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の三」に改める。

第二条第三項を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「高速自動車国道」とは、自動車の高速交通の用に供する次に掲げる道路であつて、第四条第一項の規定によりその路線が指定されたものをいう。

- 一 国土を縦貫し、又は横断する道路その他の全国的な自動車交通網の枢要部分を構成する道路で政治上、経済上又は文化上特に重要な地域を連絡するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、国の利害に特に重大な関係を有する道路
- 第三条及び第四条を次のように改める。

(予定路線)

第三条 高速自動車国道の予定路線は、政令で定める。

2 前項の政令においては、路線名、起点、終点及び主たる経過地を明らかにしなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の議を経なければならない。

(路線の指定)

第四条 高速自動車国道の路線は、前条第一項の予定路線のうちから政令で指定する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の政令について準用する。この場合において、同条第二項中「主たる経過地」とあるのは、「重要な経過地その他路線について必要な事項」と読み替えるものとする。

第五条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「会議」を「、あらかじめ、社会資本整備審議会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定により整備計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、

これを公表しなければならない。

第一章中第五条の次に次の二条を加える。

（高速自動車国道の整備過程の透明性の確保）

第五条の二 国は、前条第一項又は第二項の規定により整備計画を定め、又は整備計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合において、当該整備計画又は当該整備計画の変更に係る高速自動車国道の整備について、その整備効果（当該高速自動車国道の整備に関する事業の実施が国民生活及び社会経済に及ぼすことが見込まれる影響をいう。）の把握及びこれを基礎とする評価を行い、その結果を公表するほか、高速自動車国道の整備過程の透明性を確保するため、この法律の規定による社会資本整備審議会の審議のために提出された資料の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

（資料提出の要求等）

第五条の三 社会資本整備審議会は、この法律の規定による審議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の理事長及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社の代表者に対し、資料の提

出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 社会資本整備審議会は、この法律の規定による審議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第十一条の二第二項第一号及び第二号中「第三項」を「第二項」に改める。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「係る」を「関する」に改め、同条第三項中「、あらかじめ」を削り、「ために」を「ため、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するほか、」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該計画に定めようとする前項第一号に掲げる事項の概要

二 当該計画に第十項第一号から第三号までに掲げる事業(高速自動車国道に係るものに限る。)に関する事項を定めようとする場合にあつては、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第五条の二の規定により公表されたこれらの事業に係る評価の結果の概要

第四条第四項第一号を次のように改める。

- 一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

第四条第四項に次の二号を加える。

- 五 当該計画に第十項第一号から第三号までに掲げる事業（高速自動車国道に係るものに限る。）に関する事項が定められている場合にあつては、当該事業の内容が高速自動車国道法第五条第一項又は第二項の整備計画に適合していること。

- 六 当該計画に第十項第五号に掲げる事務が定められている場合にあつては、当該事務の実施が機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金（同号に規定する料金をいう。第十項第五号において同じ。）の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

第四条第十項第一号中「（高速道路を除く。）」を削り、同項第二号を同項第五号とし、同項第一号の

次に次の三号を加える。

二 高速道路の車線の増設に関する事業（前号に規定するものを除く。）であつて、当該高速道路の自動車交通の安全性の向上又は渋滞の解消のため必要と認められるもの

三 既存の高速道路間を連絡する高速道路の新設又は改築に関する事業であつて、既存の高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のためその速やかな実施が特に必要と認められるもの

四 高速道路に附属する自動車駐車場の整備に関する事業（これに附帯する通路の拡幅に関する事業その他の事業を含む。）であつて、高速道路に附属する既存の自動車駐車場の著しい混雑を緩和するため必要と認められるもの

（国土開発幹線自動車道建設法の廃止）

第三条 国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の高速自動車国道法（次項及び第三項において「旧高速自動車国道法」という。）第三条第一項の規定により定められている高速自動車国道の予定路線及び第三条の規定による廃止前の国土開発幹線自動車道建設法第三条に規定する国土開発幹線自動車道の予定路線は、政令で定めるところにより、第一条の規定による改正後の高速自動車国道法（次項及び第三項において「新高速自動車国道法」という。）第三条第一項の規定により定められた高速自動車国道の予定路線とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧高速自動車国道法第四条第一項の規定によりされている高速自動車国道の路線の指定は、新高速自動車国道法第四条第一項の規定によりされた高速自動車国道の路線の指定とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧高速自動車国道法第五条第一項又は第三項の規定により定められている整備計画は、新高速自動車国道法第五条第一項又は第二項の規定により定められた整備計画とみなす。

第三条 第二条の規定による改正前の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（次項及び附則第五条において「旧特別措置法」という。）第四条第一項の規定により行われた債務の承継は、第二条の規定による改正後の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（次項及び附則第五条にお

いて「新特別措置法」という。）第四条第一項の規定により行われた債務の承継とみなす。

2 旧特別措置法第四条第四項又は第八項の同意を得た計画は、新特別措置法第四条第四項又は第八項の同意を得た計画とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（高速道路利便増進事業の推進）

第五条 政府は、附則第三条第一項の規定により新特別措置法第四条第一項の規定により行われた債務の承継とみなされる旧特別措置法第四条第一項の規定により行われた債務の承継のほか、新特別措置法第四条第十項に規定する高速道路利便増進事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（道路法の一部改正）

第六条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項中「、国土開発幹線自動車道建設会議の権限に属せしめられた事項を除き」を削る。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第七条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「又は道路法」を「又は同法」に改め、同条第五項第三号中「第三項」を「第二項」に改める。

第二十九条第三項中「第八条第一項の許可を受けた」を削る。

（道路交通法の一部改正）

第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号の二中「第四条第一項に規定する道路」を「第二条第一項に規定する高速自動車国道」に改める。

（高速道路株式会社法の一部改正）

第九条 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第四条第一項」を「第二条第一項」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表国土開発幹線自動車道建設会議の項を削る。

第十三条第一項第三号中「(昭和二十七年法律第百八十号)」の下に「、高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)」を加える。

理由

高速道路の整備に関し、その過程の透明性の向上を図りつつ、その通行者等の利便の増進等を図るため、高速自動車国道の整備計画の策定等に当たっては、社会資本整備審議会の議を経なければならぬこととするとともに、国は、高速自動車国道の整備に関する事業評価の結果の公表等を行うこととし、あわせて高速道路利便増進事業として高速道路の車線の増設に関する一定の事業等を追加する等所要の措置を講ずるほか、国土開発幹線自動車道建設法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案 新旧対照条文

○ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）	1
○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）	5
○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）	7
○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）	8
○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）	9
○ 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）	10
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）	11

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章 総則（第一条―第五条の三） 第二章 管理（第六条―第二十二条） 第三章 雑則（第二十三条―第二十五条の二） 第四章 罰則（第二十六条―第三十三条） 附則</p> <p>（用語の定義） 第二条 この法律において「高速自動車国道」とは、自動車の高速交通の用に供する次に掲げる道路であつて、第四条第一項の規定によりその路線が指定されたものをいう。 一 国土を縦貫し、又は横断する道路その他の全国的な自動車交通網の枢要部分を構成する道路で政治上、経済上又は文化上特に重要な地域を連絡するもの 二 前号に掲げるもののほか、国の利害に特に重大な関係を有する道路 三 2 （略） 3 （略） （削除） 4 （略） （予定路線） 第三条 高速自動車国道の予定路線は、政令で定める。 2 前項の政令においては、路線名、起点、終点及び主たる経過地を明らかにしなければならない。</p>	<p>目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 管理（第六条―第二十二条） 第三章 雑則（第二十三条―第二十五条の二） 第四章 罰則（第二十六条―第三十三条） 附則</p> <p>（用語の定義） 第二条 3 2 （略） （略） この法律において「国土開発幹線自動車道」とは、国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第三条に規定する国土開発幹線自動車道をいう。 4 （略） （予定路線） 第三条 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、内閣の議を経て、高速自動車国道として建設すべき道路の予定路線（国土開発幹線自動車道の予定路線を除く。以下本条において同じ</p>

3| 国土交通大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしよ
うとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の議を経な
ければならない。

(路線の指定)

第四条 高速自動車国道の路線は、前条第一項の予定路線のうち
から政令で指定する。

2| 前条第二項及び第三項の規定は、前項の政令について準用す
る。この場合において、同条第二項中「主たる経過地」とある
のは、「重要な経過地その他路線について必要な事項」と読み
替えるものとする。

(整備計画)
第五条 (略)
(削除)

2| (略)

。を定める。この場合においては、一般自動車道との調整に
ついて特に考慮されなければならない。
2| 国土交通大臣は、前項の予定路線について内閣の議を経よう
とするときは、あらかじめ国土開発幹線自動車道建設会議（以
下「会議」という。）の議を経なければならない。
3| 国土交通大臣は、第一項の規定により高速自動車国道の予定
路線を定めたときは、遅滞なく、政令で定める事項を告示しな
ければならない。

(高速自動車国道の意義及び路線の指定)

第四条 高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道
路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治
・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害
に特に重大な関係を有するもので、次の各号に掲げるものをい
う。

一 国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路
線を指定したもの

二 前条第三項の規定により告示された予定路線のうちから政
令でその路線を指定したもの

2| 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重
要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなけれ
ばならない。

3| 国土交通大臣は、第一項の規定による政令の制定又は改廃の
立案をしようとするときは、あらかじめ会議の議を経なければ
ならない。

(整備計画)
第五条 (略)

2| 前項の整備計画のうち、国土開発幹線自動車道に係るものに
ついては、国土開発幹線自動車道建設法第五条第一項の規定に
より決定された基本計画に基き定められなければならない。

3| (略)

3 | 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、政令で定める事項について、あらかじめ、社会資本整備審議会の議を経なければならない。

4 | 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かなければならない。

5 | 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定により整備計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（高速自動車国道の整備過程の透明性の確保）

第五条の二 国は、前条第一項又は第二項の規定により整備計画を定め、又は整備計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合において、当該整備計画又は当該整備計画の変更に係る高速自動車国道の整備について、その整備効果（当該高速自動車国道の整備に関する事業の実施が国民生活及び社会経済に及ぼすことが見込まれる影響をいう。）の把握及びこれを基礎とする評価を行い、その結果を公表するほか、高速自動車国道の整備過程の透明性を確保するため、この法律の規定による社会資本整備審議会の審議のために提出された資料の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

（資料提出の要求等）

第五条の三 社会資本整備審議会は、この法律の規定による審議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の理事長及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社の代表者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 | 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、政令で定める事項について、会議の議を経なければならない。

5 | 国土交通大臣は、第一項又は第三項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かなければならない。

2 | 社会資本整備審議会は、この法律の規定による審議を行うた
め特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者
に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(連結許可等)

第十一条の二 (略)

2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当
該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定
める基準に適合するとき限り、連結許可をすることができる。

一 前条第一号に掲げる施設 第五条第一項又は第二項の規定
により定められた整備計画に適合するものであること。

二 前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、これを管理
する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結する
もの 第五条第一項又は第二項の規定により定められた整備
計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基
準に適合するものであること。

三 (略)

3
7 (略)

(連結許可等)

第十一条の二 (略)

2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当
該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定
める基準に適合するとき限り、連結許可をすることができる。

一 前条第一号に掲げる施設 第五条第一項又は第三項の規定
により定められた整備計画に適合するものであること。

二 前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、これを管理
する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結する
もの 第五条第一項又は第三項の規定により定められた整備
計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基
準に適合するものであること。

三 (略)

3
7 (略)

改正案	現行
<p>（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等） 第四条（略）</p> <p>2 機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行つている高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に関する高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるとする。</p> <p>一五（略）</p> <p>3 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、国民の意見を反映させるため、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するほか、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該計画に定めようとする前項第一号に掲げる事項の概要</p> <p>二 当該計画に第十項第一号から第三号までに掲げる事業（高速自動車国道に係るものに限る。）に関する事項を定めようとする場合にあつては、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条の二の規定により公表されたこれらの事業に係る評価の結果の概要</p> <p>4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。</p> <p>一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進を図る上で適切かつ効果的であると認められること。</p>	<p>（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等） 第四条（略）</p> <p>2 機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行つている高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるとする。</p> <p>一五（略）</p> <p>3 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。</p> <p>一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金（同号に規定する料金をいう。第十項第二号において同じ。）の額の合計額を減少させることによる当該</p>

二〇四 (略)

五 当該計画に第十項第一号から第三号までに掲げる事業(高速自動車国道に係るものに限る。)に関する事項が定められている場合にあつては、当該事業の内容が高速自動車国道法第五条第一項又は第二項の整備計画に適合していること。

六 当該計画に第十項第五号に掲げる事務が定められている場合に於ては、当該事務の実施が機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金(同号に規定する料金をいう。第十項第五号において同じ。)の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

5〇9 (略)

10 第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。

一 高速道路のうち当該高速道路と道路とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業(これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。)であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 高速道路の車線の増設に関する事業(前号に規定するものを除く。)であつて、当該高速道路の自動車交通の安全性の向上又は渋滞の解消のため必要と認められるもの

三 既存の高速道路間を連絡する高速道路の新設又は改築に関する事業であつて、既存の高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のためその速やかな実施が特に必要と認められるもの

四 高速道路に附属する自動車駐車場の整備に関する事業(これに附帯する通路の拡幅に関する事業その他の事業を含む。)であつて、高速道路に附属する既存の自動車駐車場の著しい混雑を緩和するため必要と認められるもの

五 (略)

高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。

二〇四 (略)

5〇9 (略)

10 第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。

一 高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除く。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業(これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。)であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 (略)

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（社会資本整備審議会の調査審議等） 第七十九条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、道路整備計画、国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に関する制度を調査審議する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（社会資本整備審議会の調査審議等） 第七十九条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、<u>国土開発幹線自動車道建設会議の権限に属せしめられた事項を除き</u>、道路整備計画、国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に関する制度を調査審議する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（高速道路の新設又は改築）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 会社は、第一項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は同法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 国土交通大臣は、第二項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申請に係る高速道路が高速自動車国道である場合にあつては、高速自動車国道法第五条第一項又は第二項に規定する整備計画に適合すること。</p> <p>四 （略）</p> <p>6 10 （略）</p> <p>（指定区間外の一般国道等の供用の開始）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 有料道路管理者は、第二十七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。</p>	<p>（高速道路の新設又は改築）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 会社は、第一項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 国土交通大臣は、第二項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 申請に係る高速道路が高速自動車国道である場合にあつては、高速自動車国道法第五条第一項又は第三項に規定する整備計画に適合すること。</p> <p>四 （略）</p> <p>6 10 （略）</p> <p>（指定区間外の一般国道等の供用の開始）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第八条第一項の許可を受けた有料道路管理者は、第二十七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>三の二 本線車道 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）<u>第二条</u>第一項に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の本線車線により構成する車道をいう。</p> <p>三の三 二十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>三の二 本線車道 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）<u>第四条</u>第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）の本線車線により構成する車道をいう。</p> <p>三の三 二十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「高速道路」とは、次に掲げる道路をいう。 一 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）<u>第二条</u> 第一項に規定する高速自動車国道 二（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「高速道路」とは、次に掲げる道路をいう。 一 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）<u>第四条</u> 第一項に規定する高速自動車国道 二（略）</p>

改 正 案

現 行

第六条（略）
 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第六条（略）
 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称	法律
（略）	（略）
土地鑑定委員会	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）
中央建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）
（略）	（略）

名称	法律
（略）	（略）
土地鑑定委員会	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）
国土開発幹線自動車道建設会議	国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十三年法律第六十八号）
中央建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）
（略）	（略）

第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一・二（略）
 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）

第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 一・二（略）
 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）

、建設業法、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）、住宅生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（略）

、建設業法、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、住宅生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（略）

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案 参照条文

○高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）	1
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）	2
○国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）	4
○道路法（昭和二十七年法律第八十号）	10

○高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）

（用語の定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「国土開発幹線自動車道」とは、国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）第三条に規定する国土開発幹線自動車道をいう。

4（略）

（予定路線）

第三条 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、内閣の議を経て、高速自動車国道として建設すべき道路の予定路線（国土開発幹線自動車道の予定路線を除く。以下本条において同じ。）を定める。この場合においては、一般自動車道との調整について特に考慮されなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の予定路線について内閣の議を経ようとするときは、あらかじめ国土開発幹線自動車道建設会議（以下「会議」という。）の議を経なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により高速自動車国道の予定路線を定めたときは、遅滞なく、政令で定める事項を告示しなければならない。

（高速自動車国道の意義及び路線の指定）

第四条 高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので、次の各号に掲げるものをいう。

一 国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

二 前条第三項の規定により告示された予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ会議の議を経なければならない。

（整備計画）

第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により高速自動車国道の路線が指定された場合においては、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の整備計画のうち、国土開発幹線自動車道に係るものについては、国土開発幹線自動車道建設法第五条第一項の規定により決定された基本計画に基き定められなければならない。
- 3 国土交通大臣は、高速自動車国道の改築をしようとする場合においては、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、政令で定める事項について会議の議を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項又は第三項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かなければならない。

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）

（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）

- 第四条 政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の債務の負担の軽減により、高速道路利便増進事業のために必要となる高速道路貸付料（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条において同じ。）の額の減額を機構が行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日（以下「承継日」という。）において、承継日における次に掲げる機構の債務（以下「機構債務」という。）で第四項の同意（第八項の変更の同意を含む。）を得た次項の計画（以下「同意計画」という。）に定められたものを、一般会計において承継する。
- 一 長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息（承継日以前に発生している利息のうち、承継日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務
 - 二 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十六条第二項に規定する道路債券等（以下「機構債券等」という。）に係る債務（承継日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。）
- 2 機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行つている高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に關し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるものとする。

- 一 当該高速道路について特に必要と認められる高速道路利便増進事業に関する事項
 - 二 前号の高速道路利便増進事業のために必要となる機構による高速道路貸付料の額の減額に関する事項
 - 三 機構が前号の高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のため、前項の措置によりその負担の軽減を図ることが必要となる機構債務に関する事項
 - 四 計画期間
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 国土交通大臣は、第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。
 - 一 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金（同号に規定する料金をいう。第十項第二号において同じ。）の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。
 - 二 当該計画の実施が当該高速道路を含む道路の交通の安全の確保とその円滑化を図る上で適切かつ効果的であると認められること。
 - 三 当該計画の実施による機構債務の負担の軽減が第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要かつ最小限のものであると認められること。
 - 四 当該計画の実施のため必要となる機構法第十三条第一項に規定する協定の変更の案について機構及び当該会社が合意していることその他確実かつ円滑に実施されると見込まれるものであること。
 - 5 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
 - 6 機構及び会社は、第二項の計画について第四項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 7 機構は、第二項の計画を作成するために必要があると認めるときは、第一項第二号に掲げる債務に係る機構債券等のうち社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用があるものを取り扱うことについて社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関（社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）及び当該振替機関の下位機関（社債等振替法第二条第九項に規定する下位機関をいう。以下同じ。）に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
 - 8 機構及び会社は、第四項の同意を得た第二項の計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第三項から前項までの規定を準用する。
 - 9 国土交通大臣は、承継日を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 10 第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。
 - 一 高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業（これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。）であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 高速道路の区間を限った特別な高速道路料金の額の設定（機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。）であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの

○国土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）

（目的）

第一条 この法律は、国土の普遍的開発をはかり、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期するとともに、産業発展の不可欠の基盤たる全国的な高速自動車交通網を新たに形成させるため、国土を縦貫し、又は横断する高速幹線自動車道を開設し、及びこれと関連して新都市及び新農村の建設等を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「自動車道」とは、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。）のみの一般交通の用に供することを目的として設けられた道をいう。

（国土開発幹線自動車道の予定路線）

第三条 第一条の目的を達成するため高速幹線自動車道として国において建設すべき自動車道（以下「国土開発幹線自動車道」という。）の予定路線は、別表のとおりとする。

第四条 削除

（建設線の基本計画）

第五条 国土交通大臣は、高速自動車交通の需要の充足、国土の普遍的開発の地重点指向その他国土開発幹線自動車道の効率的な建設をはかるため必要な事項を考慮し、国土開発幹線自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線（以下「建設線」という。）の建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を立案し、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、これを決定しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により建設線の基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

3 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、国の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。

4 前項の規定による意見の申出があつたときは、国の行政機関の長は、これをしんじやくして、必要な措置を採らなければならない。

(建設線の基本計画と関連する事項の調整)

第六条 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため、建設線の基本計画に照らして必要があると認めるときは、国土開発幹線自動車道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設に関し、国の行政機関の長の処分について必要な調整をすることができる。

第七条 削除

(資金の融通のあつせん)

第八条 政府は、建設線の基本計画に照らして必要があると認めるときは、国土開発幹線自動車道に接続する一般自動車道(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道をいう。)について当該事業の免許を受けた者に対し、当該路線の建設に必要な資金の融通をあつせんすることができる。

(損失補償と相まつ生活再建又は環境整備のための措置)

第九条 国土開発幹線自動車道の建設に必要な土地等を供したため生活の基礎を失う者がある場合においては、政府は、その者に対し、政令で定めるところにより、その受ける補償と相まつて行なうことを必要と認める生活再建又は環境整備のための措置について、その実施に努めなければならない。

(基礎調査)

第十条 政府は、国土開発幹線自動車道の予定路線について、すみやかに建設線の基本計画の立案のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

(会議の設置)

第十一条 この法律及び高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に国土開発幹線自動車道建設会議(以下「会議」という。)を置く。

第十二条 削除

(組織)

- 第十三条 会議は、委員二十人以内をもつて組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
- 一 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 六人
 - 二 参議院議員のうちから参議院の指名した者 四人
 - 三 学識経験がある者のうちから国土交通大臣が任命する者 十人以内
- 3 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 第二項第三号に掲げる委員の任期は、三年とする。ただし、再任されることができない。
- 5 委員は、非常勤とする。

(関係都道府県知事の意見の聴取)

第十四条 会議は、その所掌事務を処理するため必要があるときは、関係都道府県知事の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(資料の提出)

第十五条 国の関係行政機関の長は、会議の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、会議の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 (略)

別表 (第三条関係)

路線名	起 点	終 点	主 たる 経 過 地
北海道縦貫自動車道	函館市	稚内市	室蘭市付近 札幌市 岩見沢市 旭川市付近

東関東自動車道		常磐自動車道	関越自動車道		東北中央自動車道	日本海沿岸東北自動車道	東北横断自動車道			東北縦貫自動車道	北海道横断自動車道	
水戸線	館山線		上越線	新潟線			いわき新潟線	酒田線	釜石秋田線		八戸線	弘前線
東京都		東京都	東京都		相馬市	新潟市	いわき市	仙台市	釜石市	東京都		北海道寿都郡黒松内町
水戸市	館山市	仙台市	新潟市		横手市	青森市	新潟市	酒田市	秋田市	青森市	網走市	根室市
習志野市		柏市 土浦市 水戸市 いわき市 相馬市付近	川越市 本庄市		福島市付近 米沢市付近 山形市付近 新庄市付近	村上付近 鶴岡市付近 酒田市付近 秋田市付近 能代市付近 大館市付近	会津若松市付近	山形市付近 鶴岡市付近	花巻市付近 北上市 横手市付近	浦和市 館林市 宇都宮市 福島市 仙台市 盛岡市	北海道虻田郡倶知安町付近 小樽市 札幌市 夕張市付近 帯広市付近 北海道足寄郡足寄町付近	
茨城県鹿島郡鹿島町	千葉市付近 木更津市	高崎市付近 長野市付近		前橋市					八戸市	鹿角市 弘前市	北見市	釧路市

近畿自動車道				北陸自動車道	中部横断自動車道	第二東海自動車道	東海北陸自動車道	第一東海自動車道	中央自動車道			北関東自動車道
紀勢線	名古屋神戸線	名古屋大阪線	伊勢線						長野線	西宮線	富士吉田線	
松原市	名古屋市		名古屋市	新潟市	清水市	東京都	一宮市	東京都	東京都			高崎市
和村 三重県多気郡勢	神戸市	吹田市	伊勢市	原町 滋賀県坂田郡米	佐久市	名古屋市	砺波市	小牧市	長野市	西宮市	富士吉田市	那珂湊市
和歌山市 田辺市付近 新宮市付近 尾鷲市付近	四日市市付近 大津市付近 京都市付近 高槻市付近	四日市市		上越市 富山市 金沢市 福井市 敦賀市	山梨県中巨摩郡甲西町付近	厚木市付近 静岡市付近	関市 岐阜県大野郡荘川村付近	横浜市 静岡市 浜松市 豊橋市 名古屋市	神奈川県津久井郡相模湖町 大月市 甲府市 諏訪市			前橋市付近 宇都宮市付近 水戸市付近
	天理市 大阪市	津市						松本市付近	飯田市 中津川市 小牧市 大垣市 大津市 京都市 吹田市			

	九州横断自動車道	九州縦貫自動車道		四国横断自動車道	四国縦貫自動車道	山陰自動車道				中国横断自動車道	山陽自動車道	中国縦貫自動車道	
延岡線	長崎大分線	宮崎線	鹿児島線				広島浜田線	尾道松江線	岡山米子線	姫路鳥取線			敦賀線
熊本県上益城郡	長崎市		北九州市	阿南市	徳島市	鳥取市	広島市	尾道市	岡山市	姫路市	吹田市	吹田市	吹田市
延岡市	大分市	宮崎市	鹿児島市	大洲市	大洲市	美祢市	浜田市	松江市	境港市	鳥取市	下関市	下関市	敦賀市
宮崎県西臼杵郡高千穂町付近	佐賀市 鳥栖市 甘木市 日田市付近	福岡市 鳥栖市 熊本市 えびの市		徳島市 高松市 川之江市付近 高知市付近 須崎市 中村市付近 宇和島市付近	徳島県三好郡池田町付近 松山市付近	米子市付近 松江市付近 浜田市付近 長門市付近	広島県山県郡千代田町付近	三次市付近	岡山県真庭郡落合町付近 米子市付近	兵庫県佐用郡佐用町付近	神戸市付近 姫路市付近 岡山市付近 広島市 岩国市付近 山口市 宇部市付近	兵庫県加東郡滝野町 津山市 三次市 島根県鹿足郡六日市町 山口市	三田市付近 福知山市 舞鶴市 小浜市付近

東九州自動車道		北九州市	御船町	鹿児島市		橋市付近 大分市付近 延岡市付近 宮崎市付近 日南市付近 鹿屋市付近	
---------	--	------	-----	------	--	---------------------------------------	--

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

（社会資本整備審議会の調査審議等）

第七十九条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、国土開発幹線自動車道建設会議の権限に属せしめられた事項を除き、道路整備計画、国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に関する制度を調査審議する。

2 社会資本整備審議会は、前項に規定する事項について、関係行政機関に建議することができる。